

輪島市建設工事標準請負契約約款 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(<u>工程表及び請負代金内訳書</u>)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 <u>発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して請負代金内訳書(次項及び第4項において「内訳書」という。)の提出を求めることができる。</u></p> <p>3 <u>内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</u></p> <p>4 <u>工程表及び内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</u></p> <p>(下請負契約等の締結)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。次項及び第5項において「社会保険等未加入建設業者」という。)を受注者と直接下請契約を締結する下請負人として<u>はならない。</u></u></p> <p>(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による<u>届出</u></p> <p>(2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による<u>届出</u></p> <p>(3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による<u>届出</u></p> <p>4 <u>前項の規定にかかわらず、受注者は、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。</u></p> <p>5 <u>受注者は、第3項に規定する下請負人以外</u></p>	<p>(<u>工事工程表</u>)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(下請負契約等の締結)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>受注者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の合計額)が3,000万円(当該工事が建築一式工事の場合は、4,500万円)以上になる場合において、次に掲げる届出の義務を履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。次項において「社会保険等未加入者」という。)である建設業者(建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいう。)を受注者が直接締結する下請契約の相手方として<u>はならない。</u></u></p> <p>(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による<u>届出の義務</u></p> <p>(2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による<u>届出の義務</u></p> <p>(3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による<u>届出の義務</u></p> <p>(新設)</p> <p>4 <u>受注者は、前項以外の場合においても、社</u></p>

の下請負人についても、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方としないよう努めなければならない。

6 (略)

7 (略)

会保険等未加入者を下請契約の相手方としないよう努めなければならない。

5 (略)

6 (略)